

令和3年6月29日

町 議 会 議 案

第 2 回
(定 例)

鹿 追 町

同意第 3 号

名誉町民の決定について

下記の者を鹿追町名誉町民に推挙したいので、鹿追町名誉町民条例（昭和45年
条例第20号）第4条の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

吉 田 弘 志



令和3年6月29日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 211 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 822, 290 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 29 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		2,700,461	1,211	2,701,672
	1. 地方交付税	2,700,461	1,211	2,701,672
歳入合計		6,821,079	1,211	6,822,290

(単位：千円)

(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)
款	項	補正前の額	補正額	計		
2. 総務費		1,888,844	787	1,889,631		
	1. 総務管理費	1,866,967	787	1,867,754		
9. 教育費		436,873	424	437,297		
	5. 保健体育費	51,859	424	52,283		
歳出合計		6,821,079	1,211	6,822,290		

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	2,700,461	1,211	2,701,672
歳入合計	6,821,079	1,211	6,822,290

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1,888,844	787	1,889,631			787	
9. 教育費	436,873	424	437,297			424	
歳出合計	6,821,079	1,211	6,822,290			1,211	

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款11. 地方交付税	2,700,461	1,211	2,701,672			
項 1. 地方交付税	2,700,461	1,211	2,701,672			
目 1. 地方交付税	2,700,461	1,211	2,701,672			
				1. 地方交付税	1,211	地方交付税 1,211

令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,833 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 792,361 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 29 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		69,002	3,423	72,425
	2. 基金繰入金	1	3,423	3,424
6. 繰越金		990	3,410	4,400
	1. 繰越金	990	3,410	4,400
歳入合計		785,528	6,833	792,361

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 保健事業費		7,536	3,423	10,959
	1. 特定健康診査等事業費	7,221	3,423	10,644
9. 諸支出金		7,685	3,410	11,095
	1. 償還金及び還付加算金	275	3,410	3,685
歳出合計		785,528	6,833	792,361

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
6. 保健事業費	7,536	3,423	10,959			3,423	
9. 諸支出金	7,685	3,410	11,095				3,410
歳出合計	785,528	6,833	792,361			3,423	3,410

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 5. 繰入金	69,002	3,423	72,425			
項 2. 基金繰入金	1	3,423	3,424			
目 1. 国民健康保険事業基金繰入金	1	3,423	3,424			
				1. 国民健康保険事業基金繰入金	3,423	国民健康保険事業基金繰入金 3,423
款 6. 繰越金	990	3,410	4,400			
項 1. 繰越金	990	3,410	4,400			
目 1. 繰越金	990	3,410	4,400			
				1. 前年度繰越金	3,410	前年度繰越金 3,410

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分		金 額	説 明	
				国道支出金	特定財源		一般財源	区 分			金 額
					地方債	その他					
款 6. 保健事業費	7,536	3,423	10,959			3,423					
項 1. 特定健康診査等事業費	7,221	3,423	10,644			3,423					
目 1. 特定健康診査等事業費	7,221	3,423	10,644			3,423					
							12. 委託料	3,410	3,410	その他委託料	
							22. 償還金利子及び割引料	13	13	特定健診未受診者対策委託料 延滞利息	
款 9. 諸支出金	7,685	3,410	11,095					3,410			
項 1. 償還金及び還付加算金	275	3,410	3,685					3,410			
目 6. その他償還金	1	3,410	3,411					3,410			
							22. 償還金利子及び割引料	3,410	3,410	返還金	

議案第 60 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月29日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 14 令和3年7月1日から同年7月31日までの間に支給する特別職の給料月額については、第12項及び第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとなる額から、町長にあつては、その給料月額に100分の20を、副町長にあつては、その給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第 61 号

然別湖畔地区簡易水道施設整備工事請負契約について

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月29日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 契約の目的 然別湖畔地区簡易水道施設整備工事
- 2 契約方法 指名競争入札
- 3 契約金額 132,440,000円
- 4 契約の相手方 東日本計装・谷・菅原経常建設共同企業体
代表者 札幌市東区北43条東1丁目4番23号
株式会社東日本計装
代表取締役 三 浦 修 司